

茅ヶ崎市立小・中学校の児童・生徒やご家族が利用できる情緒面・発達面の相談先や支援先

こんなお悩み
ありませんか？

＜本人やご家族のお悩み＞

- ・学校や児童クラブでの生活に馴染めていない
- ・学習面に困難さがある
- ・友達とのトラブルが多い
- ・家庭での言動が荒くなってしまっている
- ・進路について

～教育の仕組みの中で受けられる相談・支援があります～



在籍の学校で受けられる支援

＝相談の窓口＝

- ・担任の先生、学年の担当の先生等
- ・生徒指導担当の先生（中学校）
- ・教育相談コーディネーター

児童・生徒・保護者のニーズを把握し、校内や関係機関と調整しながら連携を行う。校内の支援体制を整備する。

・養護教諭

保健室の先生。児童・生徒の心身の健康に関する相談に乗り、内容に合わせた対応を行う。

＝その後の支援＝

・スクールカウンセラー（SC）

本人の様子や必要な支援について面談を通してカウンセリング等を行う。本人との面談も行う。

・スクールソーシャルワーカー（SSW）

児童・生徒の置かれた環境に働きかけ、多様な支援方法を用いて、表出された行動への即時的・重点的な対応を行う。

・心の教育相談員（児童・生徒のみ利用可）

児童・生徒が気軽に相談できる第三者的な存在として、悩み相談、話し相手としての役を担う。各校に1名配置。

・特別支援教育巡回相談

心理士が学校を訪問し、本人の様子を観察し、支援の方向性についての見立て、助言等を行う。

在籍の学校以外の相談支援先（私立も対象）

＝直接相談できる場所＝

- ・青少年教育相談室 ☎ 86 - 9963・9964

相談員（臨床心理士等）が電話・面接・訪問によって相談支援を行う。本人との面談も行う。

＝通級指導教室＝

※週に1回程度（45～60分）支援を受ける場所。まず所属の学校に相談する。

- ・そだちの教室（鶴が台小・緑が浜小：小学生対象）

小集団での活動を通し、円滑なコミュニケーションに必要な知識や技能の学習を行う。

- ・ことばの教室（茅ヶ崎小・梅田小：小学生対象）

担当者との個別指導の中で、発音、聞き取る力、言語等の学習を行う。

＝その他の支援＝

- ・教育支援センターあすなろ教室

（教育センター：小・中学生対象、特別支援学級も対象）

何らかの原因により学校に行けない児童・生徒が学習その他の活動をして過ごせる学校以外の居場所。所属の学校に相談する。

- ・茅ヶ崎支援学校教育相談 ☎ 57 - 5375

行動面や社会的スキルなどのことについて電話や面談による相談を実施。児童クラブへの巡回も行う。

※福祉サービスに関する情報は裏面㊦

小・中学生が初めて放課後等デイサービスなどの福祉サービスを利用したい場合の相談先

※一旦相談をお受けした後、相談内容によっては他の適切な機関にお繋ぎいたします。

<委託相談支援事業所>

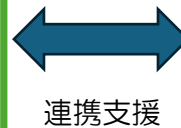
- ・障がい福祉に関する様々な相談に応じます。

- ❁ 相談支援センターつみき
松が丘2-8-51 ☎ 84-5220
- ❁ 生活相談室とれいん
元町4-26-102 ☎ 84-0562
- ❁ 障害者生活支援センター
新栄町13-44-2階 ☎ 85-5520
- ❁ 地域生活支援センター元町の家
元町16-3-2階 ☎ 82-1685

<指定相談支援事業所>

- ・福祉サービス利用に係る相談支援や利用計画の作成をします。

※指定相談支援事業所については、下の二次元コードをご参照ください。



連携支援

<障がい福祉課> ☎ 81-7160

- ・福祉サービスの利用申請の受付をします。
※福祉サービスの利用にあたっては一定の要件があります。



茅ヶ崎市自立支援協議会 就学後の相談のしくみ部会 作成

<表についての問合せ先>

相談支援センターつみき 84-5220 または
茅ヶ崎市障がい福祉課 81-7160

教育機関の相談支援先の情報は裏面